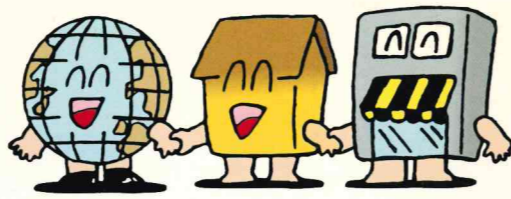
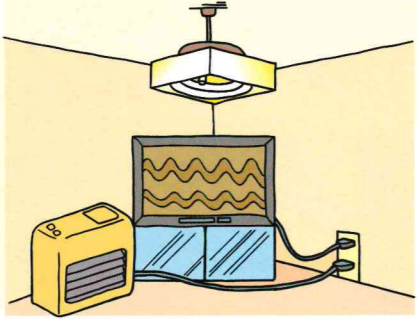


地球にやさしいライフスタイル



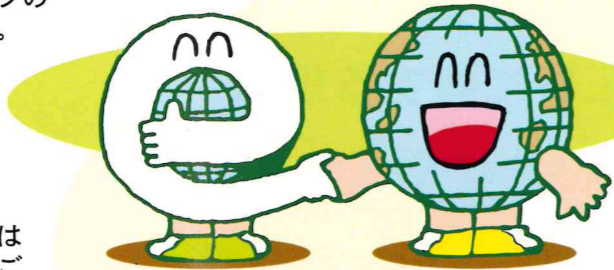
■ エネルギーをムダにしない
テレビや電灯はつけっぱなしにしない。



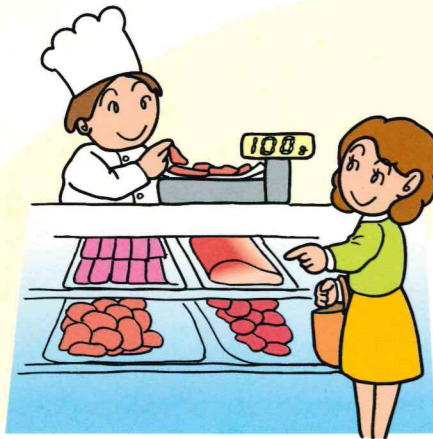
■ できるだけ公共の交通機関を利用する
自家用車の利用はできるだけ避け、バスや電車などの公共交通機関を利用しましょう。また近い場所へは健康のためにも、徒歩や自転車の利用などを実践しましょう。



■ エコマーク表示など環境に配慮した商品を選び、同じ用途の商品であればその中から最も環境に配慮したものを選ぶようにします。エコマークの有無や商品の成分表示などに注意しましょう。



■ ごみの少ない買い物を
ビールなどは缶よりもビンで、肉や魚などはバラ売り・はかり売りを利用するなどして、ごみを出さないように工夫します。またスーパーには袋やかごを持って行き、なるべくビニール袋を使わないようにします。



■ ごみはリサイクルを考えて
ごみを出すときは分別収集を徹底したり、集団回収に参加するなど、リサイクルを推進する地域活動に積極的な参加を。



……まだまだたくさんあります。できることから始めてみましょう。

お問い合わせ

金沢市環境部環境保全課

〒920-0026 金沢市西念町103街区1番
TEL 076(234)5122~5 FAX 076(220)2518



金沢市環境保全条例について

～平成10年4月1日施行～

より良い環境を未来へつなぐために



「環境衛生週間児童ポスター展」入選作品

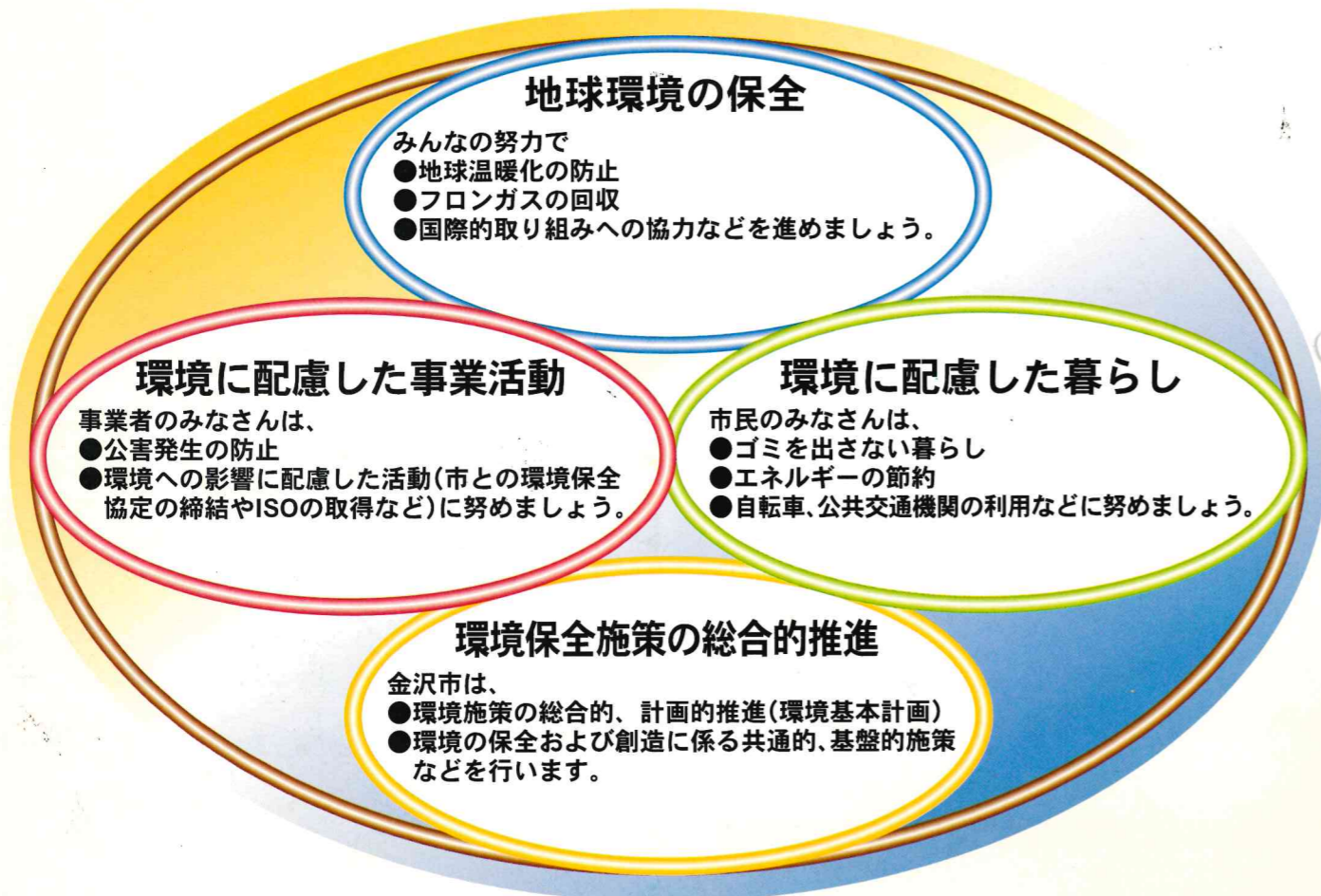
公害の防止に加え、生活環境と地球環境の保全について自主的、積極的な活動を行っていきましょう

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市民、事業者、行政の役割分担を明らかにし、公害の防止等環境の保全を図り、皆の連携と協力により、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的としています。

◆主な内容◆

- ★環境の保全に関する基本的施策
- ★地球環境の保全
- ★事業場等に関する規制
- ★建設工事に関する規制
- ★土壌および地下水の汚染の防止
- ★都市生活活動からの環境保全
- ★地下水量の保全および地盤沈下の防止

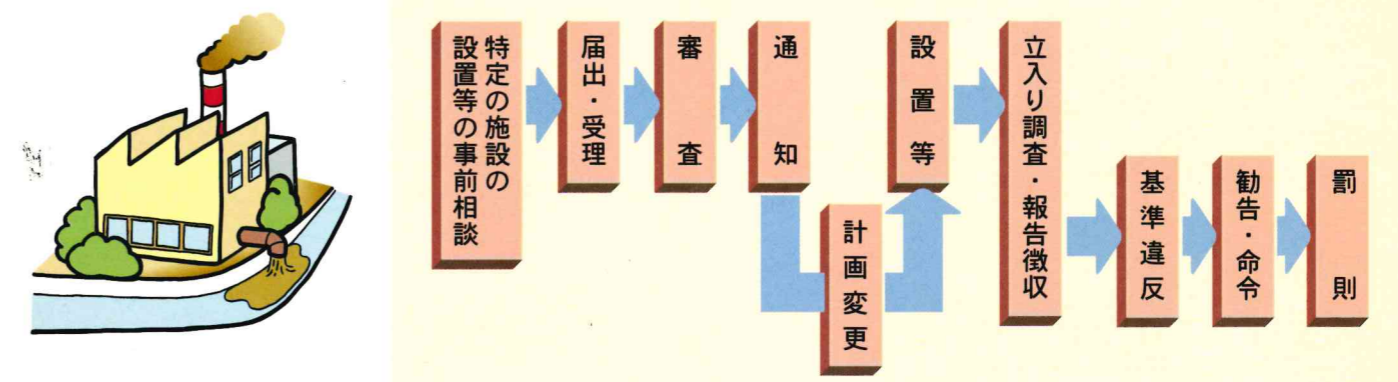
環境の保全のため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて互いに協力し合うことが必要です



事業活動からの環境保全

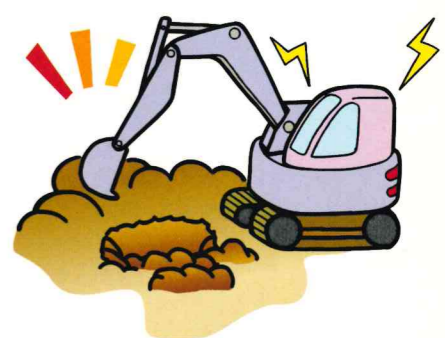
1 事業場等に関する規制

★ばい煙、汚水、騒音等公害の原因となるものを発生させる恐れのある特定の施設を設置しようとする事業場は、届出をし、規制基準を守らなければいけません。



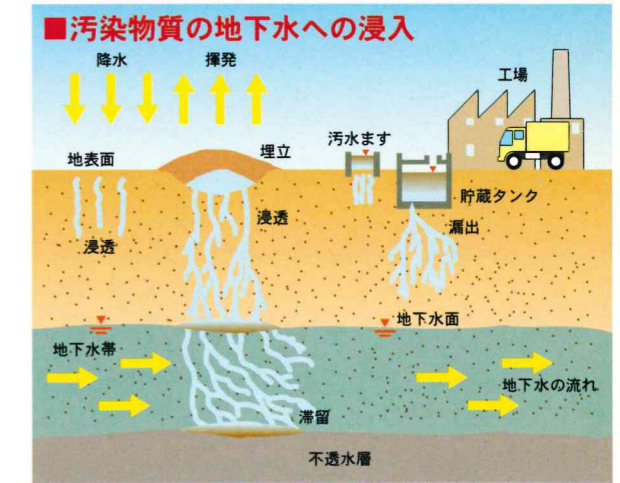
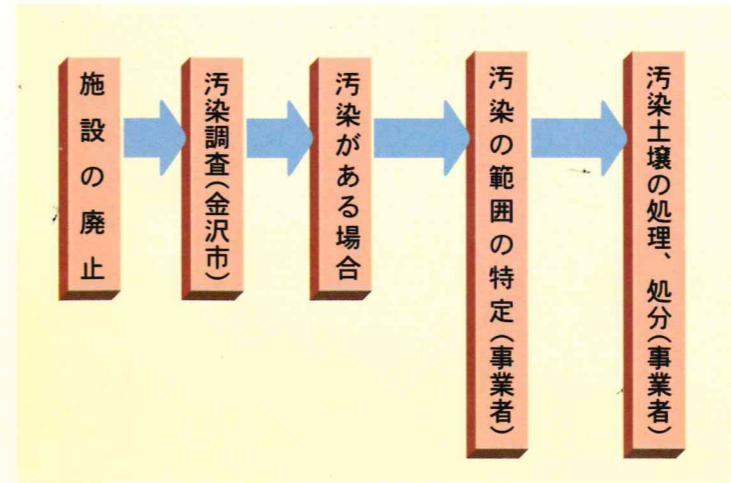
2 建設工事に関する規制

- ★大きな騒音や振動を発生する特定の建設工事は、届出をし、規制基準を守らなければいけません。
- ★土砂を流出し、水質を汚濁させ、水底に土砂を堆積させてはいけません。
- ★土石などの運搬のときは、積載物から粉じんを飛散させてはいけません。



3 土壌および地下水の汚染の防止

- ★有害物質(水質汚濁防止法で定める物質)を使用する事業者は、土壌や地下水の汚染を防ぐため、有害物質を適正に管理しなければいけません。
- ★事業場の敷地内を有害物質で汚染した場合は、汚染土壌の処理または処分を行わなければいけません。



都市生活活動からの環境保全

1 自動車による公害の防止

- ★環境に配慮した適正な運転を行きましょう。
- ★駐車中には、エンジンを停止しましょう。
(アイドリングストップ)



空ぶかしや、不必要な長時間のアイドリングは、騒音公害として周囲の迷惑に。また、排ガス公害や地球温暖化にもつながります。

2 深夜営業騒音等の規制や生活騒音低減の努力

深夜営業騒音等について

- ★飲食店の営業等に関する騒音や深夜の音響機器の使用は、基準を守らなければいけません。
- ★商業宣伝を目的とした拡声機の使用には制限があります。

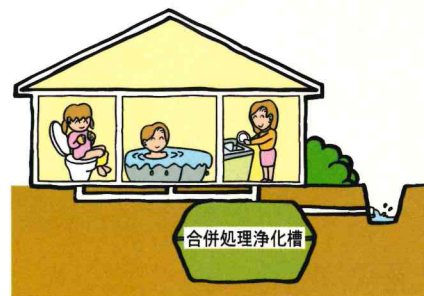
生活騒音について

- ★近隣の生活環境を損なわないように配慮しましょう。



3 生活排水による水質汚濁の防止や野焼きの禁止等

- ★市長が定めた区域内で新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽を設置しなければいけません。
- ★ばい煙、悪臭を発生させる物質を屋外で燃やしてはいけません。
- ★空き地は雑草を刈り、いつもきれいにしておきましょう。

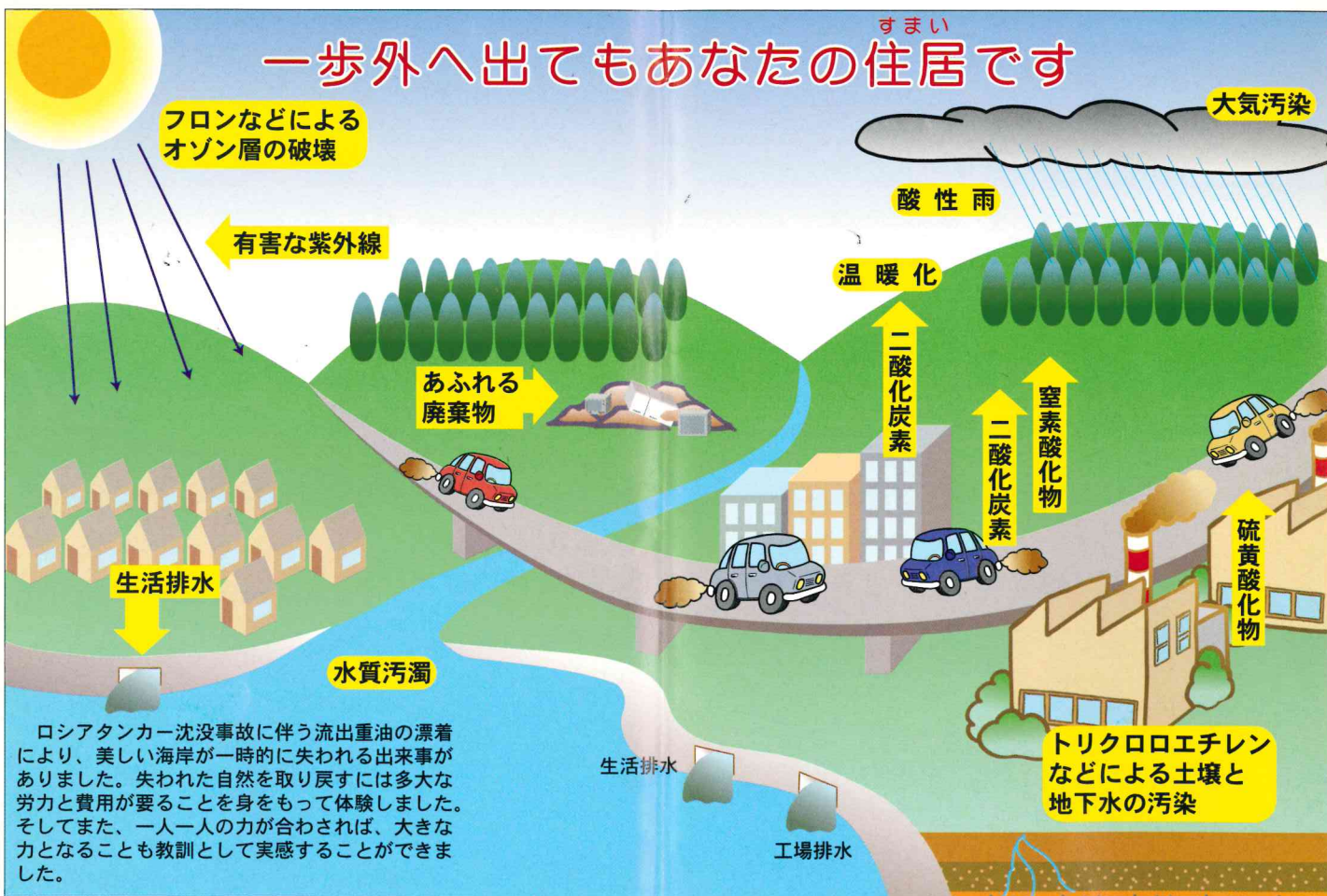


4 地下水量の保全と地盤沈下の防止

- ★地下水の採取は、届出をし、揚水量の結果を報告しなければいけません。
- ★地下水を利用する消雪施設では、地下水の節水に努めましょう。



1967年	「公害対策基本法」制定
1970年	公害国会(公害関係法令の制定・改正) 「金沢市無公害都市建設基本条例」制定
1971年	環境庁設置 金沢市公害センター設置
1972年	「国連人間環境会議開催(ストックホルム)」 「人間環境宣言」採択
1974年	「自然環境保全法」制定 「金沢市公害防止条例」制定 金沢市議会で「緑の都市宣言」議決
1977年	「環境保全長期計画」策定
1979年	「長距離越境大気汚染条約(ウィーン条約)」 採択(酸性雨の防止)
1985年	「オゾン層の保護に関するウィーン条約」 採択(オゾン層の保護)
1986年	「環境保全長期構想」決定
1987年	「オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書」採択
1988年	「特定物質の規制等による オゾン層の保護に関する法律」 (オゾン層の保護法)制定
1989年	「金沢市における伝統環境の保存 および美しい景観の形成に関する条例」 (景観条例)制定
1992年	「気候変動枠組条約」採択(地球温暖化の防止) 「国連環境開発会議(地球サミット)」開催 金沢市議会で「景観都市宣言」議決
1993年	「環境基本法」制定
1994年	「金沢市自然環境保全条例」制定 「環境基本計画」策定
1996年	「金沢市用水保全条例」制定
1997年	「金沢市斜面緑地保全条例」制定 「金沢市環境保全条例」制定 気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3・地球温暖化防止京都会議)



基本理念

- 1 環境の保全是、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全是、すべての者の参加と協働による自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- 4 地球環境の保全是、人類共通の課題であるという認識のもとに、すべての事業活動および日常生活において推進されなければならない。